

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 9月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

弘田委員長 初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

君塚総務部長 9月議会定例会の提出予定議案について、御説明させていただく。
 お手元の令和2年9月高知県議会定例会提出予定案件概要という資料を御覧願う。

開会日に提出を予定している議案は、全部で38件である。内訳としては、令和2年度補正予算は、一般会計補正予算1件、企業会計補正予算2件の合計3件である。条例その他議案は、条例議案が7件、その他議案が未処分利益剰余金の処分に関する議案2件を含めた4件の合計11件である。報告議案は、決算報告23件、専決処分報告1件の合計24件である。

2ページ、3ページが議案の目録、4ページ以降が各議案の説明資料である。それぞれの内容の説明については、この場では省略させていただくが、条例その他議案のうち、第12号の損害賠償の額の決定に関する議案については、公務中の交通事故に係る損害賠償額についてのものであるが、先方が住所・氏名を公表しないことを望んでいる。このため、この件については、個人情報の記載に配慮する必要があり、議案書へ住所・氏名を記載しないこととさせていただきたいと考えている。

個人情報について配慮する必要がある場合には、その都度、議会運営委員会にお諮りし、議案書に記載しない取扱いを御了承いただいているので、今回の議案についても何とぞよろしく願う。

また、報告議案のうち、報第24号の具有財産（個人防護具）の取得の専決処分については、新型コロナウイルス感染症対策のための医療用ガウンなどの取得に係るものであり、本来であれば契約日の5月28日付けで知事の専決処分を行い6月議会で報告をすべきところ、専決処分手続が抜かっていたため8月26日付けで処分を行い、今議会で報告するものである。

今後、このようなミスが発生しないようチェックを徹底し、再発防止に努めてまいる。大変申し訳ありませんでした。

私からの説明は以上である。よろしく願う。

弘田委員長 それでは、第12号議案の個人情報の取扱いに関することについては、後ほど御協議いただくので、それ以外の議案に関する事で、何か質問はないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、この際、執行部に申し上げる。
 議会の議決を要する案件については、法令の趣旨に従って適正な処置を行うよう、要請しておく。

次に、第12号議案に係る個人情報の取扱いについてである。

先ほど説明いただいたとおり、相手方の住所・氏名を記載せずに議案として提出したいとのことであるが、このことについて何か質問はないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、第12号議案については、個人情報保護の観点から、相手方の住所・氏名を記載せずに議案として提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 会期及び会議日程

弘田委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。

9月定例会の日程については、7月9日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、9月24日木曜日開会、10月15日木曜日閉会ということで、会期は22日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者(会派)の発言順序

弘田委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 9月30日水曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党

第2日目 10月1日木曜日 公明党、自由民主党、県民の会

第3日目 10月2日金曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

弘田委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

弘田委員長

次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。
県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

弘田委員長

エ 発言通告書の提出期限

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月29日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

② 一問一答

ア 発言時間等

弘田委員長

次に、一問一答についてである。
まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。
会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党340分、県民の会95分、日本共産党80分、公明党50分、一燈立志の会35分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

弘田委員長

それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

弘田委員長

次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。
申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長

ウ 発言通告書の提出期限

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。
申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、10月1日木曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長 以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

弘田委員長 次に、請願書の受理期限についてである。

申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は10月5日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。昨年の議運で、日曜日及び祝日の翌日は質問日とせず休会とすることを申し合せたので、今後も同様のケースが出てくるものと考えられる。このため、このような場合の締切り時刻について、お決めいただく必要がある。

請願書の受理期限については、議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは、締切り時刻を午後5時とすることとし、今回の請願書の受理期限は10月5日月曜日の午後5時としたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

弘田委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。

今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

(6) 決算特別委員会

ア 設置の時期

弘田委員長 次に、決算特別委員会についてである。

初めに、設置の時期についてである。

決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月7日水曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 委員数及び委員の構成割合

弘田委員長 次に、委員数及び委員の構成割合についてである。

申合せでは、委員数は総務委員会と同じ10名、また委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとすることとなっている。

については、委員数及び委員の会派構成については、この申合せどおりとするということで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、一燈立志の会1名とすることで決定する。

また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるの

で、念のため申し添える。

なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、9月30日水曜日の正午までに事務局へ提出願う。

ウ 付託議案

弘田委員長

次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案23件に加え未処分利益剰余金の処分に関する議案2件が提出されるので、合わせてこれら25件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

2. その他

(1) 9月定例会における感染症拡大防止対策

弘田委員長

次に、その他についてである。
まず、7ページの資料7、9月定例会における感染症拡大防止対策についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

7ページ、資料7を御覧願う。新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、9月定例会における対応の案である。本会議、委員会とも基本的には6月定例会と同じ対応でいかかかと考えている。

ただ、今議会は一問一答がある。自席での発言時は、前方にいる議員などへの飛沫防止の観点からマスク着用としており、最前列の方についても、他の方とのバランスから着用することとしているので、一問一答時に使用する最前列の質問者席も同様であることが望ましいと考え、資料の1番、本会議における対応の「③マスクの着用」の項目の2行目を、「演壇での発言時はマスクを外すが、自席及び質問席での発言時(一問一答、再質問等)はマスクを着用。(執行部含む)」と修正をしている。それ以外は、6月定例会と同じ対応をと考えている。

以上である。

弘田委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、9月定例会における対応については、この案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

(2) 令和2年度議会費9月補正予算

R2.9.18 議会運営委員会

弘田委員長	次に、8ページの資料8、令和2年度議会費9月補正予算についてである。 このことについて、事務局に説明をさせる。 (榎谷総務課長、説明)
弘田委員長	何か質問はないか。 (なし)
弘田委員長	それでは、説明のとおりで御了承願う。 (了承)
(3) 第20回都道府県議会議員研究交流大会等	
弘田委員長	次に、9ページの資料9、第20回都道府県議会議員研究交流大会等についてである。 このことについて、事務局に説明をさせる。
榎谷総務課長	9ページの資料9、第20回都道府県議会議員研究交流大会の開催についてである。 この大会については、議運の申合せにより、例年議員派遣の対象としており、派遣する議員についてお諮りしているが、今年度については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンライン開催とされたことから、議員派遣として実施する必要がなくなっている。 オンライン開催となった今年度の大会の概要について、御説明をさせていただく。10ページを御覧願う。 開催日時は、11月9日から11日までの3日間、主催は全国都道府県議会議長会、後援が総務省、開催方法はオンライン開催で、1日目に基調講演があり、その後5つの分科会が順次開催されることとなっている。参加対象者は、都道府県議会議員で、人数制限はなしとなっている。別途送付があった事務連絡によると、複数の分科会に参加することも可能で、各都道府県から各分科会に2名以上は参加していただきたいとのことである。参加予定者が少ない場合は、追加の呼びかけを行うとのことである。 開催趣旨は例年と同じである。大会日程表であるが、各分科会の趣旨やコーディネーター、発表予定者が記載されている。 11ページは、2日目、3日目の大会日程である。12ページが、オンライン開催方法のイメージ案である。 タイトルの次の下線であるが、「参加者は、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等を使用し参加」、またイメージ図の右側、参加者の枠内であるが、「個人参加orグループ参加」「自宅や事務所で」とあり、「参加形態は各議会で判断」とある。この参加形態については、現時点でウェブ会議システムの具体的な仕様等が示されておらず、追って連絡があることになっているが、特に支障がなければ各議員が希望する方法によることにしたいと考えている。 具体的な仕様等について連絡があったら、今年度の大会の概要とともに各議員の皆様にお知らせさせていただき、今月末、9月30日の17時締切りで申込みの取りまとめをしたいと考えているので、よろしく願います。

次に、まだ正式な通知が来ていないので資料を添付できていないが、例年議員派遣を行っている地方議会活性化シンポジウムについても、今年度はオンラインで開催され、議員派遣としては実施する必要がなくなる見込みである。

現在、総務省において開催に向けた準備が進められており、開催日は11月20日、テーマは「アフターコロナと地方議会」、ユーチューブで生配信をし、視聴制限は行わないとの事前の情報提供があっている。こちらについても正式な開催通知があり次第、議員の皆様にお知らせをさせていただくので、よろしくお願いをする。

説明は以上である。

弘田委員長

何か質問はないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(4) 県議会議員と高校生との意見交換会

弘田委員長

次に、13ページの資料10、県議会議員と高校生との意見交換会についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

県議会議員と高校生との意見交換会について御説明させていただく。13ページの資料10を御覧願う。

県議会議員と高校生との意見交換会については、教育委員会の主催により平成29年度から実施されており、県議会としても積極的に協力していくこととされている。

このたび教委から、引き続き主催者教育の一層の推進に向けて意見交換会を計画しているので、各校への議員の派遣について協力を賜りたいとの依頼があった。

14ページを御覧願う。今年度の実施内容であるが、高知追手前高校が1月18日から27日の間で、宿毛工業高校が2月上旬に行うとなっている。例年3校で行われていたが、新型コロナウイルスの休校の影響などにより、今年度は2校での実施予定となっている。昨年度は嶺北高校、山田高校、そして中村高校の3校で実施され、それぞれ3名から5名で延べ12名の議員に御参加をいただいた。本日、御出席いただいている委員の中では、下村委員と米田委員が山田高校に、大石副委員長が嶺北高校と山田高校に、山崎委員には全ての学校に御参加をいただいた。どうもありがとうございました。

この中の嶺北高校では、初めての実施であったが、「地域活性化を図る 中山間の課題解決等」をテーマに、高校生が自分たちで考えた中山間地域の活性化についての提言を発表し、御参加いただいた議員から様々な視点でアドバイスをいただいている。なお、嶺北高校での意見交換会の模様は、新聞記事にも掲載をされている。そのほかの2校でも、パネルディスカッションや生徒の提言などによる活発な意見交換がなされ、参加した高校生にとっては、政治を身近に感じることでできる大変貴重な時間になったのではないかと考えている。

後日、詳細な日程が決まり次第、事務局から御案内に参るので、御協力をお願いする。

以上である。

弘田委員長 何か質問はないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、説明のとおりで、御了承願う。

(了 承)

(5) その他

弘田委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月30日水曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。